

社会福祉法人だんのさと 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人だんのさと（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条、並びに評議員選任・解任委員会細則第5条の規程に基づき、役員（理事及び監事）、評議員、並びに委員会委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 理事長については、報酬を支給し、そのほか実費分として通勤手当を支給する。退職手当は支給しない。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
 - 2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 理事長に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 通勤手当については、職員給与規程第16条の規程に準ずる額
- (3) 賞与については、別表第2に定める額

(非常勤役員等の報酬額の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第4に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表第5の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、給与規程第5条に準じた日とする。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した回数につき、月初めから毎月末の期間で締め、当該期間の報酬については、翌月25日に口座振り込みによって支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。
- 4 交通費、宿泊費等必要な経費があったときは、本人の請求に基づき、実費分を支給する。支給期間と支給方法は報酬と同様とする。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡したことによって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

平成30年6月15日改正

賞与及び退職手当の削除、報酬の支給についての明確化、別表修正

令和元年3月15日改正

理事長賞与の支給、別表第2の追加

別表1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額515千円

*常勤役員等の報酬は、以下の基準を引用し、これを基に算定するものとする。

理事長…鳥取県一般行政職の年収試算額

別表2（理事長の賞与）

区分	賞与の額
6月の賞与	報酬月額1ヶ月分以内の範囲
12月の賞与	
3月の賞与	

別表3（削除）

別表4（非常勤役員等の報酬）

(1) 評議員

	1回あたり
評議員会への出席	5,000円
上記のほか、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

(2) 理事

	1回あたり
理事会等会議への出席	5,000円
上記のほか、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

(3) 監事

	1回あたり
監事監査等への出席	5,000円
上記のほか、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

(4) 評議員選任・解任委員会委員

	1回あたり
評議員選任・解任委員会への出席	5,000円

別表5 (職員給与との併給)

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。